

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8 月 6 日

【ファンド名】 フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム
(Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income)

【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）
エス・エイ
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー・ブリーリー
(Christopher Brealey)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1246、アルバート・
ボルシェット通り 2a
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 三宅 章仁

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）（以下「管理会社」といいます。）は、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income）（以下「サブ・ファンド」といいます。）について、サブ・ファンドを解散することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

平成30年9月19日（予定）

国内におけるサブ・ファンドの受益証券の受益者による買戻請求の最終受付日は、平成30年9月11日の予定です。

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

サブ・ファンドは純資産額が低水準に留まっており、今後の資産増加は困難であると予測されます。このような状況においては、サブ・ファンドの運用が非効率となり、運用を継続することは受益者の最善の利益に適うものではないと管理会社が判断するに至りました。これらの諸事情を鑑み、解散することを決定しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成する書面により、平成30年8月3日に、日本における販売会社および販売取扱会社に通知しました。